イ　ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね３月以内の牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02％以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。

ウ・エ　（略）

(2)～(4)　（略）

(5)　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア～エ　（略）

オ　確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）、確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の２の(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料及び確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料に係る表示については、令和三年十一月三十日までは、この省令による改正後の飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第１の２の(5)のイ及びウ並びに別表第１の５の(5)のオの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第五十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項、第四項及び第七項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を次のように改正する。

令和二年六月一日　　経済産業大臣　梶山　弘志

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十七条　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる値を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額（第四号において「基準インバランス料金」という。）に第四号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。
一　［略］	一　［略］
二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値	二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とし、当該イに掲げる価格が次のハに掲げる価格を下回る場合にあっては当該ハに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値
イ　スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特	イ　スポット市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エ